

平成19年1月

関係各位

〒104-0032
東京都中央区八丁堀2-5-1
社団法人東京建設業協会 広報課
TEL 03-3552-5656
FAX 03-3555-2170

「建設廃棄物処理委託契約書」の一部変更について

(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、廃棄物処理法施行令及び施行規則改正（平成18年7月26日公布）に伴い、「建設廃棄物処理委託契約書」を別添のとおり一部変更いたしますので、お知らせいたします。

※契約書の一部変更にあたりましては、環境省及び東京都環境局の確認を得ております。

※12月20日販売分から新しい契約書を販売しております。

※現行の契約書は、石綿含有廃棄物を取り扱わない場合は、そのまま使用できます。また、石綿含有廃棄物を取り扱う場合は、追加事項を手書きなどで書き加えて使用ください。

※詳しくは、添付書類をご覧ください。

敬 具

※本件についてのお問合せは、当協会広報課（奥・飯山）までお願いいたします。

平成 18 年 12 月

廃棄物処理法施行令及び施行規則改正に伴う「建設廃棄物処理委託契約書」の一部変更について
(お知らせ)

廃棄物処理法施行令及び施行規則改正(平成 18 年 7 月 26 日公布)に伴い、「建設廃棄物処理委託契約書」を下記のとおり変更(追加)いたします。

記

1. 建設廃棄物処理委託契約書の「収集運搬会社(乙)」・「処分会社(丙)」欄の許可品目に「石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他)」の項目を追加。
2. [委託業務の内容]「4. 積替・保管施設経由の有無」の a) 施設の内容の「許可品目」に「石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他)」の項目を追加。
3. 「5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容」の「廃棄物の種類」で「混合廃棄物」の下に「石綿含有産業廃棄物」の欄を設け、その内容として「がれき類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」、「その他」の欄を追加。
4. 「廃棄物の種類」で石綿含有産業廃棄物の「処分会社の許可内容」の「処分方法」に「熔融」、「埋立」、「無害化」を追加。
5. 「廃棄物の種類」で「特管産廃」の「廃石綿等」の「処分会社の許可内容」の「処分方法」に「無害化」を追加。

※本件は、平成 18 年 10 月 1 日から施行された政省令改正によるものです。

※現行の契約書は、石綿含有産業廃棄物を取り扱わない事業者・収集運搬会社・処分会社はそのまま使用できます。

※現行の契約書を、10 月 1 日以降も引き続き使用される場合は、上記と同じ内容を手書きなどで記入してください。

※詳細については、別紙または下記 URL をご覧ください。



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/no060927001.pdf>

以 上

※本件に関するお問合せ：(社) 東京建設業協会・広報課まで

(電話 (03) 3552-5656

FAX (03) 3555-2170

E メール：koho@token.or.jp)

社団法人 日本建設業団体連合会
社団法人 日本土木工業協会
社団法人 建築業協会
社団法人 全国建設業協会
社団法人 日本建設業経営協会
社団法人 全国中小建設業協会
社団法人 日本鉄道建設業協会
社団法人 東京建設業協会
関東建設廃棄物協同組合

(別紙)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則の改正について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を改正する政省令」が平成 18 年 7 月 26 日公布されました。今回の改正は、一部を除き、平成 18 年 10 月 1 日から施行されます。

この政省令は、石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物（いずれも石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するもの）、又は廃石綿等の取り扱いについては、石綿の飛散防止のための措置を講じる必要があることから、新たに石綿含有一般廃棄物等に係る処理基準を定めるとともに、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という）第 15 条第 1 項に基づく施設の設置許可の対象施設として追加するなど、石綿含有産業廃棄物等の適正処理の確保を図ることとしたものである。

【改正事項の内容】（主なものを抜粋）

1. 石綿の飛散防止等の適正な管理が必要な石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物は、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するものとする。（施行規則第 1 条の 3 の 3 及び第 7 条の 2 の 3 関係）
2. 石綿含有廃棄物の処分又は再生にあたっては、石綿の飛散防止を確保するため、破碎又は切断を原則として禁止するとともに、他の廃棄物と混合されることで破碎又は切断が行われることのないよう、他の廃棄物と区分して保管することとする。（施行令第 3 条第 2 号ト（1）及び第 6 条第 1 項第 2 号ニ（1）関係）
3. 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生は、1 によるほか、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、以下の方法により行うこととする。（施行令第 3 条第 2 号ト（2）、第 3 条第 3 号及び第 6 条第 1 項第 2 号ニ（2）並びに第 1 項第 3 号ヨ関係）
 - (1) 熔融施設において石綿が検出されないよう熔融する方法
 - (2) 法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者が行う当該認定に係る無害化処理の方法
 - (3) 最終処分場の一定の場所において、分散しないよう、土砂で覆うなどして行う埋立処分の方法

※下線は委託契約書の様式改訂に関係する部分です。

4. 施行期日

平成 18 年 10 月 1 日